

## ● 補装具の購入・修理・借受け

身体上の障害を補うための用具（補装具）を購入・修理・借受け（以下、購入等という。）する際に費用が支給されます。

**先に購入・修理を済ませたものは対象になりません。事前申請が必要です。**

### ◎対象者

身体障害者手帳の交付を受けている人、又は難病の方で、判定で認められた人

### ◎補装具の種類

※介護保険貸与用具（車いすなど以下の※下線のものは、原則として介護保険の制度が優先されます。

障 害 別	種 類
肢体不自由者（児）	義肢、装具、※車いす、※電動車いす、※歩行補助つえ（一本つえを除く）、※歩行器、座位保持装置、重度障害者用意思伝達装置
視覚障害者（児）	盲人安全つえ、義眼、眼鏡
聴覚障害者（児）	補聴器、特別補聴器（身体障害者手帳の交付対象とならない程度の難聴児に交付）

### ◎費用

原則、**1割の自己負担**が必要です。所得に応じて負担上限額があります。（下表参照）

また、本人又は配偶者（児童の場合は世帯の生計維持者）の市民税所得割課税額が46万円以上の場合、支給対象外になります。

#### 月額負担上限額

階層区分 ※1	月額負担上限額
生活保護世帯	0円
市民税非課税世帯	0円
市民税課税世帯（46万円未満）	37,200円
市民税課税世帯（46万円以上）	支給対象外

※1 障害者（18歳以上）…本人および配偶者  
障害児（18歳未満）…障害児が属する世帯

### ◎購入等申請の手順（☎ 06-6858-2352 FAX 06-6858-1122）



① 市役所へ購入・修理または借受けの申請をします。



②通知が本人宛、支給券が業者宛もしくは本人宛に送付されます。



③業者と補装具の購入等を進めます。

### ◎留意点

- ・必ず事前にお電話等で障害福祉課へご相談ください。
- ・一部補装具を除き、医師の意見書が必要です。（所定様式をお送りします。文書料がかかる場合があります）
- ・一部補装具を除き、申請後、大阪府障がい者自立相談支援センターの判定があります。

判定には直接判定（月1回行われる巡回相談）・文書判定（医師の意見書によるもの）等の方法があり、補装具の種類によって受ける判定が異なります。詳しくは障害福祉課へご相談ください。